令和６年２月　和水町農業委員会総会議事録

１　開催日時　令和６年２月９日（金）　午後１時３０分から午後２時１７分

２　開催場所　和水町中央公民館　大会議室

３　本日の出席農業委員は、次のとおりである（９名）。
会　　長　　１番　有働憲一
会長代理者　　２番　金栗孝義
委　　員　　４番　菊川俊二　　５番　吉田広志　　７番　髙木修治　　８番　池田弘昭
　　９番　山崎照代　　１０番　中畑昇　　１１番　池田勝美
　　※６番：欠番

４　本日の欠席農業委員は、次のとおりである（１名）。
３番　猪口琢真

５　本日の出席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである（１６名）。
江上幸一　樋口哲男　上田憲一　前淵愼一郎　福山修　深草哲夫　中嶋孝
山下栄次　浦部俊一　井島武士　牛島宣雄　竹下孝昭　有富博明　落合修
石原寛之　吉永剛

６　本日の欠席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである（０名）。

７　日　　程
１　開　　会
２　会議成立宣言
３　会長挨拶
４　議事録署名委員の指名
５　議　　事
議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について
議案第２号　農地法第５条の規定による許可申請について
議案第３号　農用地利用集積計画について
議案第４号　非農地通知について
議案第５号　和水町農業委員会農地移動適正化あっせん基準の一部改正について
報告第１号　中途解約通知書について
６　そ の 他
７　閉　　会

８　職務のために出席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである（２名）。
事務局長　　池上　圭造（兼庶務係長）
主事　　泉　　光星

９　欠席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである（１名）。
会計年度任用職員　中嶋　康文

１　開会

事務局　池上　定刻となりましたので、ただ今から農業委員会総会を始めます。
まずは、挨拶から始めますので、皆様ご起立をお願いします。
「こんにちは。」ご着席ください。
それでは、ただ今から、令和６年２月和水町農業委員会総会を開会します。

２　会議成立宣言

本日は、農業委員１０名中９名が出席ですので、和水町農業委員会会議規則（以下「会議規則」といいます。）第６条の規定により会議が成立することを宣言します。

３　会長挨拶

有働会長、挨拶をお願いします。

会長　有働　みなさん、改めまして、「こんにちは。」
年が明けましてから、石川県で震度７という大きな地震が発生しました。
８年前の熊本地震と震度は同じですが、石川県では、被災された皆さんは雪が降る中、寒い中で、また、水も無いという非常に厳しい状況の中での避難生活であるということをテレビや新聞報道で拝見しています。
今では熊本県も復興を遂げてきており、石川県もこれからの被災者の皆さんの無事と、一日でも早い災害復興を願うばかりです。
本日は、２月の総会です。審議の方、よろしくお願いします。

事務局　池上　有働会長、ありがとうございました。
会長には、会議規則第４条の規定により、議長と議事の進行をお願いします。

４　議事録署名人の指名

会長　有働　議事に入る前に、議事録署名人の指名を行います。
本日の議事録署名委員は、１０番中畑委員と１１番池田勝美委員にお願いします。
それでは、議事に入ります。

５　議事

議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題とします。
この件について、事務局の説明をお願いします。

議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」

事務局　泉　農地法第３条の規定による農地の所有権移転の許可申請が１件提出されています。
当事者及び土地の所在地等については、議案の１ページをご覧ください。
所有権移転の整理番号１　江田の譲渡人から江田の譲受人へ（贈与）

この案件は、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」、「地域との調和要件」全ての審査基準に適合しています。

議案第１号について、事務局からの説明は以上となります。

議長　　有働　　ただ今、事務局からの説明が終わりました。
議案第１号につきまして、何か質問等はありませんか。

――― 「異議なし」の声 ―――

議長　　有働　　無いようですので、採決をします。
議案第１号について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

――― 全員挙手 ―――

議長　　有働　　全員賛成です。
よって、議案第１号については、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第２号「農地法第５条の規定による許可申請について」を、議題とします。
事務局の説明をお願いします。

議案第２号「農地法第５条の規定による許可申請について」
事務局　　泉　　農地法第５条の規定による農地の転用許可申請が２件提出されています。
当事者及び土地の所在地等については、議案の２ページをご覧ください。
申請書添付書類については、別添の「転用資料」で確認をお願いします。

整理番号１　太陽光発電施設用地（賃貸借権設定）
熊本市北区の貸渡人から京都府京都市の借受人へ、太陽光発電施設用地として賃貸借権の設定を行うものです。
申請地は、用木地内の閑静な集落内にある畑で、日照条件が良く、周辺には、既に太陽光発電設備が設置されている農地もありました。
今回の申請地では、盛土等造成工事は行わず、現状のグランドレベルで施工され、管理道路と太陽光発電設備を建設される計画です。
給排水計画について、転用目的が太陽光発電設備の設置であるため、給排水の計画はされておりません。雨水等の処理については、申請地の太陽光設備の外周にフェンスを設置し自然浸透させ、隣接する農地に流れ込まないよう対処されます。なお、隣接地権者への事前説明もされております。
また、雑排水や汚水処理についても発生することはありません。
この転用に係る許可基準に照らした結果について説明します。
「農地区分」及び「立地基準」ですが、「小集団の生産性の低い農地」ということで「第２種農地」に該当しますが、申請地のほかに適当な代替地がないと判断されます。
「一般基準」ですが、「資金力及び信用力」は、「残高証明書」を確認したところ事業費を上回っています。
「申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性」については、令和６年８月末日までに工事完了予定ですので、問題ないと思われます。
「計画面積の妥当性」は、事業計画面積から判断すると、妥当な面積であります。
「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」につきましては、周辺に農地はあ

りますが、日照、通風など周囲への影響はほとんどないと考えられます。
「地域における担い手に対する農地の集積への支障の有無」につきましては、支障を及ぼすおそれはないと思われます。
以上、許可要件に照らした結果、全ての項目において問題ないと考えられます。
続いて、整理番号２について説明します。

整理番号２　露天資材置場（所有権移転）
下津原の譲渡人から下津原の譲受人へ、露天資材置場として売買による所有権移転を行うものです。
申請地は、下津原地内にある農地で、譲受人の自社法人事業所近くに位置しています。
以前はハウス栽培をされていたようですが、現状は耕作されていません。申請地周辺は、譲受人の自社法人の駐車場や製品置場として利用されています。
譲受人が営む法人の製造製品、及び資材、廃材等の置場が不足しているため、置場の充実を図るため農地を転用し、資材置場としての利用を計画されているものです。
申請地に係る給排水計画については資材置場としての利用のため、給水はありません。また、生活雑排水や汚水も発生しません。雨水については、自然浸透とし、余水は既設の排水路に接続されます。
この転用に係る許可基準に照らした結果について説明します。
「農地区分」及び「立地基準」ですが、「小集団の生産性の低い農地」ということで「第２種農地」に該当しますが、申請地のほかに適当な代替地がないと判断されます。
「一般基準」ですが、「資金力及び信用力」は、「残高証明書」を確認したところ事業費を上回っています。
「申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性」については、令和６年１２月末日までに工事完了予定ですので、問題ないと思われます。
「計画面積の妥当性」は、事業計画面積から判断すると、妥当な面積であります。
「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」につきましては、周辺農地に対し、日照、通風などの影響はほとんどないと考えられます。
「地域における担い手に対する農地の集積への支障の有無」につきましては、支障を及ぼすおそれはないと思われます。
以上、許可要件に照らした結果、全ての項目において問題ないと考えられます。
議案第２号の事務局からの説明は以上となります。

議長　　有働　　ただ今、事務局からの説明が終わりました。
続いて、現地確認をしていただいた委員さんの報告をお願いします。
まず、整理番号１について、５番吉田委員の報告をお願いします。

５番吉田委員　　整理番号１について、５番吉田が報告します。
１月２６日午前９時に、私と前淵推進委員、事務局員２名の合計４名で現地確認を行いました。
申請地は、用木地内の閑静な集落の一角にありました。
日照条件が非常に良く、周囲には既に太陽光パネルが設置活用されていました。
申請地の１筆に管理道路を造り、他の１筆に太陽光パネルを設置する計画です。
生活用雑排水については、太陽光パネル設置ですので発生しません。雨水については、自然浸透とし、余水については側面を流れる排水路へ接続される計画でした。

申請地は周辺農地への日照、通風など影響は無いと判断しました。
「地域における担い手に対する農地の集積への支障の有無」につきましても、支障を及ぼすおそれはないと思われます。
以上で現地確認の報告を終わります。

議長　　有働　　次に、整理番号２について、９番山崎委員の報告をお願いします。

９番山崎委員　　整理番号２について、９番山崎が報告します。
１月３１日午後１時に、私と福山推進委員、事務局員２名の合計４名で現地確認を行いました。
申請地は、下津原地内にある農地でした。
以前は、ハウス栽培による農業をおこなわれていましたが、１０年程前から遊休農地となっています。
周辺一帯は申請者が経営する法人の、製品の製造に係る資材置場や駐車場となっており、一連の工場となっていました。
生活用雑排水については、資材置場ですので発生しません。
雨水については自然浸透とし、余水については側面を流れる排水路へ接続される計画でした。ただ、申請地内に水路が存在しますので、その取扱いだけは注意すべきです。
申請地は周辺農地への日照、通風など影響はないと判断しました。
「地域における担い手に対する農地の集積への支障の有無」につきましても、支障を及ぼすおそれはないと思われます。
以上で現地確認の報告を終わります。

議長　　有働　　ただ今、現地確認をしていただいた委員さんからの報告がありました。
議案第２号につきまして、何か質問等がありましたらお願いします。

――― 「異議なし」の声 ―――

議長　　有働　　無いようですので、採決をします。
議案第２号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

――― 全員挙手 ―――

議長　　有働　　全員賛成です。
よって、議案第２号は、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を付して進達します。

事務局　池上　　議長、議案第２号の整理番号１について、事務局説明をよろしいでしょうか。

議長　　有働　　説明を許可します。

事務局　池上　　事務局の池上です。
議案第２号の整理番号１について説明します。
この案件について県からも現地確認に来られ、申請地裏の農地に、譲受人が営む法人の関係車輌をとめたり、ブロックを置いたりしていることを確認しましたが、

地目は「田」となっていました。
　無許可の農地転用状態となっていますので、県から、それを併せて５条申請を行うようにとの指示を受けました。
　今回申請地の周辺に４筆無許可転用農地がありますので、整理番号１の案件の代理人行政書士に対し、それらの農地についても早急に５条申請書を提出するように連絡したところです。
　議案第２号の整理番号１については先程許可採決を受けましたが、今後、無許可転用農地についての許可申請書が提出され、その許可採決を得たうえで、それらの案件と併せて県知事への進達としたいと思います。
　事務局からの説明は以上です。

議長　　有働　　事務局には、申請人、関係法人、代理人行政書士への指導をお願いします。

　次に、議案第３号「農用地利用集積計画について」を、議題とします。
　今回、賃貸借権設定の整理番号９及び１０は、農業委員会の委員が関与される案件です。
　会議規則第１０条の規定に基づき、議事参与の制限がありますので、まずは、その案件を除いて審議します。
　それでは、事務局の説明をお願いします。

議案第３号「農用地利用集積計画について」
事務局　　泉　　この計画にかかる申出人及び土地の所在地等につきましては、議案の３ページから７ページをご覧ください。
　今回、賃貸借権設定の整理番号９及び１０は、農業委員会の委員が関与される案件ですので、まず、それを除く案件から説明いたします。
　賃貸借権設定については議案の３ページから５ページとなります。委員の関与がある整理番号９、１０を除くと件数は１２件で、農用地利用集積計画書によりますと、新規設定が５件、再設定が７件となっています。
　次に、使用貸借権の設定について、議案の６ページとなります。申請件数は１件で、農用地利用集積計画書によりますと再設定の案件となります。
　次に、所有権移転の案件について、議案は７ページとなります。申請件数は２件で売買による農地の所有権移転になります。
　これらの計画は、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」など、「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第５６号。以下「改正法」といいます。）」附則第５条第１項の規定に基づく農用地利用集積計画の各要件を満たしています。
　賃貸借権設定の整理番号９及び１０を除く議案第３号の説明は以上となります。

議長　　有働　　ただ今、事務局からの説明がありました。
　賃貸借権設定の整理番号９及び１０を除く議案第３号について、何か質問等がありましたらお願いします。

　―――　「異議なし」の声　―――

議長　　有働　　無いようですので、採決をします。
　賃貸借権設定の整理番号９及び１０を除く議案第３号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

――― 全員挙手 ―――

議長　有働　全員賛成です。
よって、賃貸借権設定の整理番号９及び１０を除く議案第３号については、原案のとおり承認することに決定しました。

次に、議案第３号の賃貸借権設定の整理番号９及び１０について審議します。
この案件については、農業委員会の委員が関与される案件です。会議規則第１０条の規定に基づき、議事参与の制限がありますので、関係委員の退室を求めます。

――― 関係委員　退室 ―――

議長　有働　それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局　泉　議案第３号の賃貸借権設定の整理番号９及び１０について説明します。
この計画にかかる申出人及び土地の所在地等につきましては、議案の４ページをご覧ください。
農用地利用集積計画書によりますと、再設定の案件が２件となります。
この計画は、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」など、「改正法」附則第５条第１項の規定に基づく農用地利用集積計画の各要件を満たしています。
議案第３号の賃貸借権設定の整理番号９及び１０についての説明は以上となります。

議長　有働　ただいま、事務局から説明がありました。
議案第３号の賃貸借権設定の整理番号９及び１０について、何か質問等がありましたらお願いします。

――― 「異議なし」の声 ―――

議長　有働　無いようですので、採決をします。
議案第３号の賃貸借権設定の整理番号９及び１０について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

――― 全員挙手 ―――

議長　有働　全員賛成です。
よって、議案第３号の賃貸借権設定の整理番号９及び１０については原案のとおり、承認することに決定しました。
関係委員の入室を許可します。

――― 関係委員　入室 ―――

議長　有働　次に、議案第４号「非農地通知について」を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

議案第４号「非農地通知について」

事務局　　泉

今年度に実施しました「農地パトロール」の結果を踏まえて、再生不可能な農地として判断しました農地の所有者に対して、その農地を記載した「非農地判定への取組みについて」文書を送付し、所有者の意見等をお尋ねしたうえで、非農地判定への異議のない方に対して、その後「非農地通知書」を送付することとしています。

さらに、「非農地通知書」を送付した後、法務局に対して、農業委員会にて地目変更の申請を行います。

今回は、菊水地区について送付を予定しており、対象者数は３８名で、対象地については、計６０筆、総面積３２，３３４㎡となります。対象農地や所有者氏名等につきましては、議案の８ページから１０ページをご覧ください。

なお、今回の農地パトロールで再生不可能と判断した農地でも、所有者が町外在住や住所の確認ができない、また、相続登記をされていない、違法転用がみられる場合などは、非農地通知の送付予定者から外しております。

また、「非農地判定への取組みについて」文書送付後に、所有者からの意見や農地としての活用予定等の連絡があった場合などは、非農地通知を送らないこととします。

三加和地区につきましては、来年度に送付予定としており、その際はまた皆様にご審議いただく予定としておりますのでよろしくお願いします。

議案第４号にかかる事務局からの説明は以上となります。

議長　　有働

ただいま、事務局から説明がありました。

議案第４号について、何か質問等がありましたらお願いします。

――― 「異議なし」の声 ―――

議長　　有働

無いようですので、採決をします。

議案第４号について、原案のとおり送付することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

――― 全員挙手 ―――

議長　　有働

全員賛成です。

よって、議案第４号については原案のとおり、送付することに決定しました。

次に、議案第５号「和水町農業委員会農地移動適正化あっせん基準の一部改正について」を議題とします。

事務局からの説明をお願いします。

議案第５号「和水町農業委員会農地移動適正化あっせん基準の一部改正について」

事務局　　泉

議案の１１ページから１９ページまでをご覧ください。

皆様、既に一読されているとおり、熊本県から、農業経営基盤強化促進法等を改正する法律の施行により、「農地移動適正化あっせん事業実施要領」及び「農地移動適正化あっせん事業実施要領の運用について」が改正されたことに伴い、各市町村の農地移動適正化あっせん基準を見直す旨通知がありましたので、「和水町農業委員会農地移動適正化あっせん基準」の一部を改正するものです。

改正内容としては、先程申しました「農地移動適正化あっせん事業実施要領」等の改正内容を反映させたものであり、詳細につきましては、議案１７ページ以降の新旧対照表にてご確認ください。

なお、今回のあっせん基準の一部改正については、総会の議決が必須というわけではございませんが、皆様にも周知を含めて同意いただければと思い、議案に提出させていただきました。ご審議の程お願いします。
議案第５号にかかる事務局からの説明は以上となります。

議長　有働　ただいま、事務局から説明がありました。
議案第５号について、何か質問等がありましたらお願いします。

――― 「異議なし」の声 ―――

議長　有働　無いようですので、採決をします。
議案第５号について、原案に同意することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

――― 全員挙手 ―――

議長　有働　全員賛成です。
よって、議案第５号については原案のとおり、同意することといたします。

以上で、すべての議事が終了しましたので、報告案件に移ります。
報告第１号について、事務局から報告をお願いします。

報告第１号「中途解約通知書について」
事務局　泉　農地の賃貸借権の中途解約が２件ありました。貸し手、借り手双方合意によるものです。
通知者及び土地の所在地等については、総会資料の２０ページをご覧ください。
以上で、報告を終わります。

議長　有働　本日の議案ならびに報告事案は全て終了しました。
他に、各委員さんから、何かご意見・質問等はありませんか。

――― 「意見・質問等なし」 ―――

議長　有働　無いようですので進行を事務局へお返しします。

事務局　池上　有働会長には、議長を務めていただきありがとうございました。

６　その他（連絡事項）
総会資料の２１ページをご覧ください
事務局から、事務連絡。

７　閉会
ご起立をお願いします。
これをもちまして、令和６年２月和水町農業委員会総会を閉会します。
お疲れ様でした。

会議の内容に相違なきことを認め、此処に署名する。

和水町農業委員会　　会長 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

署　名　委　員　　１０番 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

署　名　委　員　　１１番 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

議事録調製者　　池上　圭造
本誌（表紙除く）　　１０頁